

公益財団法人 浄土宗ともいき財団

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浄土宗ともいき財団（以下「本財団」という。）の定款第40条の規定に基づき、本財団を支援する会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 本財団の会員は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 本財団の目的・事業に賛同し、支援する個人
- (2) 法人会員 本財団の目的・事業に賛同し、支援する法人

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、所定の申込用紙に記入し、会費を納入することで会員となる。

(会費)

第4条 会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員
 - ①正会員 1口 10,000円
 - ②応援会員 1口 3,000円
- (2) 法人会員 1口 50,000円

(会費の納入)

第5条 会員は、入会時に年会費を納入するものとし、以降毎年納入するものとする。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団が発行する会報の無料配布。
- (2) 本財団が主催する行事に無料又は会員料金にて参加することができる。
- (3) 浄土宗教師である場合は（宗）浄土宗の功績点が付加される。

(会費の使途)

第7条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以下を法人会計に使用することができる。

(会費の変更)

第8条 理事長は、理事会の決議を経て、会費の額及び内容を変更できる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 原則として会員本人による退会の意思表示があったとき。
- (2) 会員本人の死亡又は会員である法人が解散したとき。
- (3) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。ただし、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本財団の名誉を傷つけ、又は本財団の目的に違反する行為があったとき。

(退会)

第11条 会員は退会申請書に記入し、本財団に申し出ることにより、いつでも退会することができる。

(会費の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費は返還しない。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は理事会の決議によるものとする。

附 則 この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年5月23日から施行する。
(平成25年5月23日理事会議決)

附 則 この規程は、平成26年5月23日から施行する。
(平成26年5月23日理事会議決)

附 則 この規程は、平成29年1月23日から施行する。
(平成29年1月23日理事会議決)